

第五十一回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第二号

昭和四十年十二月二十二日(水曜日)
午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 濱田 幸雄君

理事 上村千一郎君

理事 鍛冶 良作君

理事 田村 良平君

理事 横山 利秋君

理事 賀屋 興宜君

理事 小金 義照君

理事 濱野 清吾君

理事 神近 市子君

理事 志賀 義雄君

理事 大竹 太郎君

理事 小島 徹三君

理事 細迫 兼光君

理事 唐澤 俊樹君

理事 四宮 久吉君

理事 森下 元晴君

理事 田中織之進君

出席國務大臣

法務大臣 石井光次郎君

出席政府委員

法務政務次官 山本 利壽君

法務事務官 鈴木信次郎君

(人権擁護局長)

委員外の出席者

検事(大臣官房司法法制調査部長) 鹽野 宜慶君

判事(最高裁判所事務総局総務局長) 寺田 治郎君

判事(最高裁判所事務総局人事局長) 矢崎 憲正君

判事(最高裁判所事務総局人事局長) 武居 二郎君

判事(最高裁判所事務総局人事局長) 高橋 勝好君

本日の会議に付した案件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する

法律案(内閣提出第四号)
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出第五号)

○濱田委員長 これより会議を開きます。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する
法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を
改正する法律案の両案を一括して議題といたしま
す。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正す
る法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正
する法律

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法
律第七十五号)の一部を次のように改正する。別表
中判事の項、判事補の項及び簡易裁判所判事の項
を次のように改める。

判事		一	二	三	四	五	六	七	八
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号
二一〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一五九、二〇〇円	一四三、六〇〇円	一二八、一〇〇円	一一七、六〇〇円	一〇七、〇〇〇円	九六、五〇〇円	九一、二〇〇円	八〇、七〇〇円
七三、三〇〇円									

判事補		一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号
六六、八〇〇円	六〇、四〇〇円	五六、一〇〇円	五一、七〇〇円	四七、六〇〇円	四三、四〇〇円	三九、一〇〇円	三七、一〇〇円	三五、〇〇〇円	一四三、六〇〇円	一二八、一〇〇円	一一七、六〇〇円	一〇七、〇〇〇円	九六、五〇〇円	九一、二〇〇円	八〇、七〇〇円	七三、三〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の
裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和四
十年九月一日から適用する。

2 判事(裁判官の報酬等に関する法律第十五条
に定める報酬月額を受け取る者を除く)、
判事補及び簡易裁判所判事が昭和四十年九月一
日以後の分として支給を受けた報酬その他の給
与は、改正後の裁判官の報酬等に関する法律の
規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い一部の裁判官
の報酬月額を改定する必要がある。これが、この
法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正す
る法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正
する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法
律第七十六号)の一部を次のように改正する。
別表中検事の項及び副検事の項を次のように改
める。

一	二	三	四	五
号	号	号	号	号
二一〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一五九、二〇〇円	一四三、六〇〇円	一二八、一〇〇円

副 検 事												検 事														
十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号
三九、一〇〇円	四三、四〇〇円	四七、六〇〇円	五一、七〇〇円	五六、一〇〇円	六〇、四〇〇円	六六、八〇〇円	七三、三〇〇円	八〇、七〇〇円	九一、二〇〇円	九六、五〇〇円	一〇七、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三七、一〇〇円	三九、一〇〇円	四三、四〇〇円	四七、六〇〇円	五一、七〇〇円	五六、一〇〇円	六〇、四〇〇円	六六、八〇〇円	七三、三〇〇円	八〇、七〇〇円	九一、二〇〇円	九六、五〇〇円	一〇七、〇〇〇円	一一七、六〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四十年九月一日から適用する。

2 検事及び副検事が昭和四十年九月一日以後の分として支給を受けた給俸その他の給与は、改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、一部の検察官の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○濱田委員長 まず、政府より提案理由の説明を求めます。石井法務大臣。

○石井法務大臣 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみまして、一般の政府職員の給与を改善する必要がある。国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしましたことは、御承知のとおりであります。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第でございます。

改正の要点は、裁判官の報酬等に関する法律の別表に定める三号以下の判事の報酬並びに判事補及び簡易裁判判事の報酬並びに検察官の俸給等

に関する法律の別表に定める三号以下の検事の俸給及び副検事の俸給の各月額を増加することとする点でありまして、改正後の裁判官の報酬及び検察官の俸給の各月額を現行のそれに比較しますと、その増加比率は、おおむね一般の政府職員についてのこれらに対応する各俸給月額の増加比率と同様となっております。

この両法律案の附則におきましては、一般の政府職員の場合と同様、この給与の改定を昭和四十年九月一日から適用すること等必要な措置を定めております。

以上が裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいとお願いいたします次第でございます。

○濱田委員長 以上で、両案に対する提案理由の説明は終わりました。

○濱田委員長 これより、両案に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。大竹太郎君。

○大竹委員 それじや二、三の点についてお尋ねをいたしたいと思うのでありますが、この提案理由の説明によりまして、一般職の比率と大体同じというように説明してあるものであります。たしか一般職の平均増加率は六・四％というふうに聞いておるわけでありまして、裁判官、検察官のほうも、具体的にいいますと平均六・四％というふうな承知してよろしいのでありますか、まずお尋ねいたします。

○鹽野説明員 ただいま大竹委員の御指摘のとおり、一般の政府職員の今回のアップは六・四％ということになっているわけでございます。それに對しまして、ただいま御審議をいただいております裁判官の報酬法、検察官の俸給法の改正によりまして、それぞれアップ率が違っておりますけれども、

ども、全体として裁判官、検察官それぞれを見ますと、裁判官のほうは、アップになりました部分をとりそのアップ率を計算いたしましたものと、裁判官のほうは四・〇八％ということになっております。それから検察官のほうは、同じようにアップになりました部分をとって従来と比較してみますと、四・二二％のアップ率、かようなことに相なっております。この裁判官と検察官のアップ率が違っておりますのは、各号俸のアップは、今回の取り扱いは、裁判官と検察官と同じようにアップしているわけでございます。しかしながら、トータルをいたしますと、四・〇八％と四・二二％という差が出てくるわけでございます。これは御承知のとおり今回の給与改定が上薄下厚で、上のほうに薄く下のほうに厚いというたてまえでベースアップいたしております関係で、裁判官のほうが検察官より上級者と申しますか古参者が比較的に多いということ、具体的に当てはめて計算いたしますと、全体をいたしましては検察官のアップ率のほうが高いくという結果になっておるわけでございます。

○大竹委員 それでは、四・〇八ないし四・二二ということになりますと、一般職の六・四よりよほど低いということになると思うのであります。が、これにつきましては、御承知のように、第何回でございしたか、国会の委員会におきましても、裁判官、検察官については一般職とは違った特別な職責を持っている関係もあって、むしろ一般職員よりも厚く処遇する必要があるのじやないか、ことに御承知のように最近司法官になる人がなくて困っているというふうな事情からいたしましても、特に給与の面——ほかの面ももちろん考えていかなければならぬのだけれども、特にこの給与の面において考えるべきであるという附帯決議等もついておるわけであります。そういうような点から見ると、今度の上げ方は、率直にいいまします、何らその附帯決議について考慮してないというふうなことも考えられるわけであります。そういうような点についてどうお考えになりますか。

か。

○鹽野説明員 裁判官並びに検察官の給与につきましては、政府といたしましては従来からその改善に努力してきていた次第でございます。御承知のとおり昨年の臨時司法制度調査会の意見におきましてその点が一つの大きな問題点として提案されているわけでございます。政府といたしましては、昨年の臨時司法制度調査会の意見に基づきまして、昨年度の国会におきまして給与の改定法律案を御審議いただきまして、臨時司法制度調査会の提出いたしました具体的な改善意見のうち相当部分を実施いたしましたわけでございます。その御審議をいただきました際に、ただいま御指摘のとおり委員会におきましてさらに裁判官、検察官の給与改善に努力すべきだという附帯決議をいただきまして、私も従来からこの関係に努力いたしております。私ども従来からこの関係に努力いたしております。非常に心強い、ありがたい附帯決議をいただいたと存じているわけでございます。

そこでさらにその後引き続きまして、この問題につきましていろいろ研究を続けております。最高裁判所の御意見を承りつついろいろ研究検討を続けているわけでございますが、何ぶんにも裁判官、検察官のそれぞれ独自の給与体系をつくり上げるということになりますと、非常にいろいろな要素がからみ合います。非常に難しい問題でございます。御承知のとおり臨時司法制度調査会におきまして、この問題は非常に重要な問題であるというふうな指摘はいたしながら、二年間の審議の過程において、具体的な構想を示すまでには至らなかったような次第で、それだけに非常にむずかしい問題であると考えられたわけでございます。

そこで現在政府におきましては、最高裁判所の意見を聞きつつ、新しい給与体系をつくっていくということに努力をいたしております。何ぶんにも大きな問題でございますが、具体的な構想をまとめ上げるにはなお相当期間を要することはやむを得ないものというふうに考えている次第でございます。

そこで、今回の給与改定はさような次第でございます。その中で、一般の職員のベースアップに伴って、それにおくれをとらぬ手当をしようというふうな考え方、最高裁判所とも協議をいたしまして、かような手当をするにとめたというふうな次第でございます。

○大竹委員 それぞれ給与体系を根本的に変えるということは、これは民間でも同じことでありますが、非常にむずかしい問題であると思うわけでありまして、ましてや職責は多少違いますが、やはり国家公務員として、その中で特に裁判官、検察官というものを重く処遇するということは、これは非常にむずかしいことだと思ひますけれども、やはり最近のように裁判官が人的に非常に不足をしている、また優秀な人が志望することが少なくなくなってきたという面から考えましても、至急何とかこれをしていただかなければならぬというふうに考えるわけであります。ことに御承知のように、私もこの九月、特に裁判官の任用制度についてヨーロッパの先進国その他を視察をして帰ったわけであります。それらの報告もお手元へお届けしてあると思ひますので、ごらんをいただきたいと思います。そういう面については、それぞれ相当考えているというふうな考えられるわけでありますので、それらを参考に、ひとつ至急にお考えをいただきたいと思います。いうふうに思ふわけであります。

なお、先ほどお聞きするときにちょっと落としたわけであります。司法修習生についての給与はどういうことになっておりますでしょうか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。現在司法修習生に対しては二万四千四百五十円の給与が支給されております。これに暫定手当がつくわけでございますが、ただいま申し上げましたのが本俸ということになっておりまして、行政職俸給表(六)の六等級三号俸と二号俸の中間にランクされておるわけでございます。今回の人事院勧告によりまして六等級三号俸と二号俸のアップ

に対応いたしましたアップをしまして二万六千五百円、アップ率は八・三八%でございますが、このように改定される予定と相なっておりますわけでございます。

○大竹委員 次に聞きたいのでありますが、たしかこの前のベースアップのときに、たとえば管理職手当と申しますかその他特別の調整額とでも申しますか、そういうものを本俸へ繰り入れたと思うのであります。そのときもたしか意見が出たのであります。なるほど理屈はそのほうがよいように思ふけれども、やはり何と申しますか、簡単にいって人事管理の面から不都合が起るのではないかという意見もあつたかと思ふわけでありまして、ことに具体的に申し上げますと、どうしてもへんびな地区の支部長その他のような方々は、この管理職手当というようなものがなかなかなかへんびなところへ人によつては来たとかないうような面があるのではないかと申す。これを一年間おやりになったわけであります。これを一年間な面でも不都合が起つていないかどうかといううなことに……。

○鹽野説明員 まことにごもっともな御指摘でございますが、結論を申し上げますと、約一年間運用してまいりました結果を見ますと、検察官につきましては現在まで特段の支障は見受けられないものでございます。それは従来、ただいま御指摘の支部長等は管理職手当がついていたわけでございまして、支部長に出る場合には管理職手当をもらへる、こういうことになっておりました。その当然の結果といたしまして本庁のほうに戻りますとこれがなくなるといふことになりました。一度受けました給与が本庁に戻ることによつて減額ということ、またそれなりにならざるという負担になってまいるのでございます。この点を含みまして全般的に俸給自体を上げましたので、そういう不便な点とプラスマイナスを考へてみますと、現在のところ特段の支障なく検察官につきましては円滑に運用できている次第でございます。

裁判官のほうも特段の支障があるということはない。私も最高裁判所から聞いておりませんが、なお裁判官のほうの人事の運用につきましては最高裁のほうから御説明願うのが相当かと考えます。

○矢崎最高裁判所長官代理者 裁判官に対しましては、管理職手当は、沿革的には一般の行政官との実質的な均衡を保つために支給されたのでございまして、管理職手当が適当かどうかという点につきまして、個々の裁判官が俸給を受ける場合に、若干の疑問を持っていたような実情でございますが、しかし、こちらでいろいろと御高配いただきまして、そして現行制度のように報酬制度が改定されたわけでございます。過去一年間の運用実績に照らしますれば、それによりまして別に何ら支障がなく、かえつて管理職手当がなく本俸に繰り入れられたというところのほうで、むしろ気持ちのすっきりしたものが出来たというふうに考えられるようなわけでございまして、その点別段いふところは何か支障がなく運用されておるわけでございます。

○大竹委員 本日の質問はこの程度にいたしまして、また資料その他を拜見した上で……。

○濱田委員 横山君。

○横山委員 資料を一つ要求したいと思うのですが、司法研究所長は今度幾ら上がるのですか、ちょっとその前に聞きたいのです。

○矢崎最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。司法研修所長は裁判官の中から任命されておりますので、したがって現在所長につきましても、裁判官の号俸が上がるのに準じて上がるというところでございます。要するに裁判官と同じ報酬を現在の所長については受けておる、このように御了解いただければいいかと思ひます。

○横山委員 司法研修所長は今も鈴木忠一さんですね。

○横山委員 十一月二十九日、この鈴木所長は、十八期司法修習生に対する講話の中で、「法律家はあり得ないようなことを取り上げて議論する風潮がある。国会での社会党の議論のような三百代言の発言がそれである。そうだと、国民はだれでもそう思っている」、こういう発言をされたそうでもあります。これに対して、居並んだ十八期の司法修習生は非常に意外な発言であると考えまして、その中で司法研修所長に対して申し入れをするということになったのであります。この聞いた人たちは修習生でありましたから、公人として所長がその発言をされたと思われ、「私達はこの御発言を、かなり政治的イデオロギーを含んだ色彩をもつ強いものであると考えます。私達がこの御発言を黙過し得ないのは、政治的、政党的に中立であるべき研修所の方針を、所長自ら特定の政治的立場に立つて破っておられるのではないかと、そして憲法の要求する民主主義的感覚を育成すべき場である研修所にとって将来に禍根を残すことになりかねないのではないか、と憂うからです。こういうことを、まさかこれはうそではないかと思うのです。こういう人の給与を上げることは私どもは賛成できない。私どもに賛成してくれどか審議してくれといっておられる。これは社会党だけじゃないのですよ。」「法律家はあり得ないようなことを取り上げて議論する風潮がある。」「われわれも、いやしくも国会で法務行政を議論する上においては、私なんかしろとうではあります。やはり法律を議論する者として、こういうことを言われるというのはまことに心外千万、しかも公のこういうところでお言いになるというのは、一体いかなる所存であるか、言語道断ではないか。」「委員長にお願いしたいのであります。これはすみやかにひとつ事実を調査されて、もしも事実であるならば適当な処置を私は御報告を願いたい、これが第一です。」

それから第二番目に、先般大竹さんや鍛冶さんと一緒に外国を回ったのであります。いまわれわれの手元にありますのは裁判官や検察官であり、さすが、確かに外国の給与と比べて日本の裁判官、検察官の給与が低いということも痛感されました。いまのお話によりますと、まあまあなかなかむずかしいからというて百年河清を待つようなお話しがあるけれども、附帯決議をしてそれが何年先に効果が上がるというものじゃないのです。鉄は熱いうちに打つてもらわなければ困るのです。われわれもいつまでもこの法務委員会をやっておりますと限らぬ。したがって先ほどのいいかげんな選延されたお話を伺うのはまことに遺憾でありますから、外国を私どもは多少調べてきたのですが、政府の手元にある外国の裁判官、検察官の給与と比較して、日本はどの状況にあるか、その資料をもらいたい。

それからその次には、ちょっと問題がはずれるかも知れませんが、次会にべん御質問したいと思ふのですが、最近、刑務所、拘留所等々から脱獄する者が非常に多い。これは一体どういう原因があるのか。この間も東京の拘留所へ行つてまいりまして所長の話を聞いたのですが、要するに、出ようと思えばどこでも出れるんだという感じが受けた。外国でもそういう感じは受けてましたけれども、それにしても最近ばかりで、多過ぎるではないか。裁判官、検察官と並んで、一番社会の目撃で黙々として勤務しておられる刑務所、拘留所の職員は一体どんな給与を受け、また定員と現在の状況はどうなつておるかという点についての資料が得たい。

それから最後は、委員長に御相談なんです。次回の理事会で、法務省並びに最高裁の来年度の予算が大蔵省にどういうふうな要求をされておるか、その経過はどんな状況にあるのか。委員会では御報告を受けたと思うのですけれども、少しいかがかとも思うので御遠慮申し上げて、理事会において明年度予算の要求状況、折衝状況についてひとつ資料をもって御説明を受けたい。

以上でございます。

○濱田委員長 たいだい横山委員の発言のうちで、司法研修所長の言動についての要望がありました。これはいすれ理事会で十分協議をして善処したいと思ひます。

外国の資料あるいはその他のことについての資料の要求がありました。これは担当官庁のほうにおいて至急調製をして提出をお願いします。

それから予算経過のことでもございしますが、これも次回の理事会で理事の諸公と十分御相談の上で、説明を求めか求めぬかということも決定したいと思ひますから、御了承いただきます。

○田中委員 関連して、いまの取り扱ひの問題について、来年度予算を大蔵省に要求しておることの説明は理事会だということですが、私どもはやはり理事会に出ておらないわけですから、そういう意味で早急に、委員会でも、懇談会の席上でもしていただくことにしていただきたいと思います。

○濱田委員長 田中委員のいまの御要望ですね、そういうことも含んで次の理事会で私ども相談をいたしまして、できるだけ御要望に沿うようにいたします。長におまかせいただきたいと思います。

○田中委員 それから横山委員の第一点の司法研修所長の発言の問題であります。もちろん理事会で事実であるかどうかということを確認していただくことはけっこうだと思ふのですが、本来ならば私は、これは最高裁判所の関係になります。法務省の所管になりますか、そういう事実直ちに調べて、むしろこの場ででも少なくとも事実であるかどうかということをはつきりさせていた方がいいと思ふのですが、その点は、どうも並んでおる政府委員の諸君の顔つきを見てみると、初めてのような感じを受けているようでありまして、理事会の取り扱ひにおまかせをいたします。

たします。非常に重大な問題だと思ひますので、この点はできるだけ早い機会に事実を報告願いたい。希望申し上げておきます。

○濱田委員長 田中委員の御要望はよく承知いたします。神近市子君

○神近委員 ちょっと横山委員の御質問とダブるかも知れませんが、日本の古くからのことばに公事百年ということがあるけれども、どうも私はその傾向が、日本のこの法務関係にはいままも伝統があると思ふのです。新田松の裁判が五十年かかったというののは一つの例でありますけれども、ともかくも日本の裁判というものは非常に長くかかる。つまらない離婚の裁判とか、あるいは民事のちょっとした所有権の問題とか、そういうことが三年も五年もかかるというふうな、こんなあほなことは私はないと思ふのです。裁判というものはあるいは法治というものは、国民の生活を調整するのですから、簡単に早くやることが必要だと思ふ。アメリカの例をちょっと聞きましていただくと、簡単なものは半年ぐらいで裁判が決定する。それが日本では三年、五年、長いときには七年、こういうようなことを考えると、やはり日本の法務行政というものは相当批判を受ける立場に私はあると思ふ。それには、きょうちゅうど報酬の問題が出てきましたけれども、この一番下のほうの人たちは三万数千円。きのうちどうある週刊誌に労働者の俸給が書いてあったのを見ましたけれども、三万円の給与をもらつている労働者は中ぐらひの人たちなんです。それを私はどうもちょっと納得できない。特に同じ官吏の中でも、法務のほうは長い研さんと、そのあとで二年間の研修をやらなければならぬ。それならもう少し――これは横山委員が何と言われたか知りませんが、私は給与は特別にちょっと考えていいんじゃないかと思ふのです。それで一体、予算を昨年は〇・七半ぐらいだったと私は聞いております。行政の一番最高の、国民に直接関係あるところだったら、いつか横山委員がそのことをたいへ

努力が要ると私は思うのです。それに何か能率的な補助をつけるということができれば非常に早く裁判はできると思うのです。私はいろいろの経験を知っておりますけれども、ともかく日本の裁判がなっております。ぜひその点を改善していただきたい。これを私は要請して、今日の質問を終わ

ります。

○濱田委員長 鍛冶君

○鍛冶委員 先ほど大竹委員からの質問に対してのお答えを聞いておりますと、裁判官は四・八%、検察官は四・二%、こういうことでしたね。人事院の勧告は六・四%ですね。そこで一般職のほうはどれだけ平均上がっておるのか、これを第一に

聞きたい。――あなた、わからなければ、それじゃ六・四と言っておるからには、一般職は六・四上っておるのじゃないかと思うのです。しかるに、法務官は四・幾らでということはどうしても合点がいかないのです、もっとこれはわれわれに、ああそうですかという説明してもらわないとたいへんなことだと思ふのですが、どうでしょう。

○**鹽野説明員** 一般職は先ほど申し上げましたように六・四％現実に上がっているわけでございます。裁判官、検察官につきましては、これも先ほど申し上げたような四・数％のアップ、こういうことでございます。鑑査委員は、裁判官のほうを四・八％とおっしゃったように伺いましたが、四・〇％でございます。検察官のほうは上になって

おるわけでございます。

そこで、これがどういいうわけでこういうことになつてゐるかという御質問でございますが、御承知のとおり一般の行政官、一般職と、裁判官、檢察官とを比較いたしますと、一般職のほうは給与体系が下から上まで非常に幅が広いわけでございます。そのうちの上のほうに裁判官、檢察官とい

うものは位していることになりまして、下のほうがないわけでございます。そこで裁判官、検察官にないような下のほうが今度はアップ率が高くなっておりまして、裁判官、検察官に対応するような上のほうはアップ率が低くなっているわけで

でございます。その低い部分、すなわち全体の給料の額で申しますと多い部分、その部分に裁判官、検察官の報酬、俸給の月額が対応しておりますために、アップ率が低い、こういう結果になっているわけでございます。決して一般職と比較いたしまして損をしているというわけではないわけでございます。

○鑑査委員 私はあまりこまかいことはわからぬのだが、それはどういふのですか。六・四ではあるけれども、それだけのものからは四・幾ら、そういうことがあるならその点を詳しく聞かしてもらわねとわからぬ。

○鑑野説明員 その点さらに御説明申し上げま

す。一般職のほうにつきましては、御承知のとおり昨年の改定で一番上に指定職の甲乙というものができましたので、さらにそれに続いて一等級から八等級まで等級が並んでいるわけでございます。そこで裁判官、検察官のほうと対比してみますと、裁判官、検察官の初任給が、この一等級から八等級まであります。この五等級になるわけでございます。したがって、裁判官、検察官につきましては、一般職の六等級、七等級、八等級というふうなものに見合うところはないわけでございます。そこで五等級以上の、一般職で申しますと上のほうにずっと裁判官、検察官が並んでいるという形になっているわけでございます。そこで今度の給与改定が上薄下厚ということで、下のほうのアップ率が高くて、上のほうにいくに従ってアップ率が低い、こういうことになっておりますので、五等級以上に相当いたしますような裁判官、検察官につきましては比較的アップ率が低いほうになっているわけでございます。その結果、全体として平均いたしますと、アップ率から申しますと、一般職よりも低い、こういう結果になっているわけでございます。

○鑑査委員 これを見るとわかるように、増率というのアップ率ですね。これは人事院からこういう段をつけてきたのですか、それともだれがこ

ういう段をつけたのですか。六・四というけれども、上のほうは三・五より上げない、こういうことですね。これは人事院のほうでそういうふうなやつたのですか、どこでそういう段階をきめたのですか。

○鑑野説明員 一般職につきましては、各等級、各号ごとにこういうアップ率が定められましたのは人事院の勧告とおりでございます。したがって、具体的には人事院の勧告が出ておるわけでございます。

○鑑査委員 こういうことをせられますと、先ほどから神近委員も言われたように、裁判官というものの対しては特別の修業を要するんだ、今後の仕事の上においても特別の人格を備えなければいかぬ、こういうことで、ほかより給与をよくせいと、しまいにいったらなくされてしまいますよ。あなたの方のほうでこれを考えて、もっと何か手段をとられなければいへんと思いますが、いかがですか。

○鑑野説明員 今回の給与につきましては、先ほど申し上げましたように、人事院勧告に基づきまして一般職の給与改定が行なわれましたに伴って、裁判官、検察官についても、それにおくれをとらないという程度に手当てをしたという内容でございます。御指摘のとおり前回の附帯決議にもございまして、裁判官、検察官の給与をさらにさらに改善していくという手当てには相なっていないわけでございます。その点につきましては、私どもも従来から努力をいたしておりました。さらに今後も努力を尽くさねばならないというふうに考えております。

○鑑査委員 きょうはこの程度にしておきますが、これはたいへんなことですよ。

○濱田委員長 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○濱田委員長 この際、志賀義雄君から発言の申し出がありますので、これを許します。志賀義雄君。

○志賀義雄 人権擁護局長に伺います。

去る十二月十四日、東京各新聞に新東洋硝子という会社の大阪工場での争議で、暴力団が会社側に雇われて、ロックアウトのときに組合側応援者に傷害を与えたという事件が起こりました。これについては参議院の亀田法務委員なんかも視察に出ておりましたが、大阪府議会でも問題になりました。警察の機動隊の装甲車が先導して入ったと、こういうこともいわれて、大阪府警ではこれを否定しておりますが、事実はどうも会社側に雇われた者が暴行を働くときに警察側がこれを阻止もしないし、傍観をしておったということが言われております。後、大阪府裁判所の決定によりまして、便所、食堂及び組合事務所に入れないことは不法である、これを入れるようにという決定があったのであります。このことについては人権擁護局長のほうで調査なさりましたでしょうか。実は、大阪の法務局の人権擁護部長には私のおきましたが、何か報告が参りましたでしょうか。

○鈴木(信)政府委員 御指摘の事件につきましては、実は昨日この委員会のほうから御連絡がございまして、さっそく現地大阪法務局の人権擁護部に事実について照会をしたわけでございます。その返事が今朝九時五十分に入りました。この件について情報を集めまして、ただいま報告書を発送するところである、こういう経過になっておりますので、現在の郵便の状況であります。おそろしく一兩日中にはこの報告書が私どものほうに参るだろうと思っております。これを見まして、検討いたしました上で、次の方策を立てたい、こういう順序でございます。

○志賀(義)委員 では、それをなるべく早くわれわれにも見せていただきました上で、あらためてどうするかということについては、擁護局長のほうの御意見も伺いたいと思いますが、とにかく、これは有名な釜ヶ崎の職業安定所のほうでも確認しておりますが、自分のところでの暴力をふるった連中を紹介したのでない。あの有名な釜ヶ崎ですが、おまけに、これは私の選挙区にあるところでございますが、そこで日当二千五百円の手配師が集めたそうでありまして、新聞記者によると、われわれの給与よりだいぶいいと言って苦笑いしておりましたが、それで、こういう暴力が行なわれたんですが、これは職業安定法から申しましていろいろ疑点があるのでございまして、明らかに処罰規定、一万円以下の罰金、あるいは一年以下の懲役に該当するような条項が幾つも見えるようであります。つまり労働争議不介入、あるいは有料職業紹介事業、直接募集、こういうことについて非常に問題があるやうであります。どうか、だれに頼んでこれをやったのか、暴力団というか、集められた人は暴力団の人間ではないらしい。ところが、これを集める者は、あのあたりにいろいろ何々組というのが多いです。釜ヶ崎には、これを引き受けた者はだれか。たとえば職業安定法の第三十七条には「労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして労働者の募集を行わねばならない」という規定がありまして、これは、ただほんの一つにすぎませんけれども非常にここに問題があるように思っています。それから、こういう暴力事件について刑事局長なんかには伺わないで特に人権擁護局に伺うのは、便所にもいかせない、それから食堂も使用させない、組合事務所にも立ち入りを禁止するといふようなことが行なわれております。これが単に偶発的な現象ならばよろしいですけれども、いまのようにならば倒産が多い、それから恐慌が深まっている、こういう状態のもとでは、これから来年にかけてこういう事件が頻発するおそれさえありますので、これは人権擁護上の立場からものとつ事態を明らかにして、対策についてどういふ勧告をされるか、どういふふうに法務省の該当部

門なりあるいは警察当局と連絡をとられるのか、
こういう点を明らかにしていただきたいと思いま
す。とにかく、大阪府議会では、先ほど申しまし
たように警察の車が先導して、先頭に立ってビケ
ラインを突破してこういう連中を入れた、こうい
うことさえいわれているのでありますから、そう
いう点について報告に、もし欠けているところが
あったなら、折り返してお調べの上それを追加し
て、当法務委員会へお知らせ願いたいと思いま
す。その上でいろいろと質問いたしたいと存じま
す。これだけです。

○鈴木(信)政府委員 労働争議の際といえども暴
力の行使が許されないことは申すまでもないこと
でありまして、御指摘のように暴力団を雇って暴
力を行使をしたことがあるかどうか、あるいはそ
れが会社側の意思に出たかどうか、あるいは警察
がこのことを知りながら傍観していたかどうか、
あるいは、これまた御指摘のように、組合側に対
して便所、食堂、あるいは組合事務所の使用もさ
せなかったか、こういった点、いずれも問題にな
る点でありまして、こういった点をも含めまして
全般的に情報を収集して、その結果を十分に検討
いたしまして結論を出したい、かように考えてお
ります。

○志賀(義)委員 委員長、それではそれを擁護局
長のほうからお受け取りになりましたら委員に
配付願いたいと思います。

○濱田委員長 本日はこの程度にとどめます。次
会は明二十三日午前十時から理事会、午前十時三
十分から委員会を開会することとし、これにて散
会いたします。

午前十一時四十七分散会

昭和四十年十二月二十五日印刷

昭和四十年十二月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局